⑮　厚生労働省保有個人情報等管理規程に基づき、適切に個人情報の管理を行うこと。

⑯　「業務従事者リスト」(契約を履行する業務に従事する者に関する一覧（国籍を含む。)、「情報取扱者名簿」(情報管理責任者、情報取扱責任者、業務従事者のうち情報を取り扱う者及び再委託先に関する一覧）及び､｢調達仕様書12. セキュリティ要件」に基づいた情報セキュリティ管理計画書案を作成し提出すること。

情報セキュリティ管理計画書案の様式は問わないが、作成にあたり、本件業務で取り扱う情報等の特性を十分に踏まえ、調達仕様書12に示す各項目について対応した内容を個別に明記の上、それに附随する資料があれば併せて提出すること。

なお、提出された資料により、適切な情報管理体制の確認ができないと当省が判断した場合は、入札に参加することは出来ない。落札者には、本案件に係る正式な情報セキュリティ管理計画書として提出を求める。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　中央合同庁舎第５号館厚生労働省労働基準局労働保険徴収課総務係　電話03―5253―1111（内線5151）

(2)　入札説明会の日時及び場所

日時　令和６（2024）年１月24日15時00分

場所　オンライン開催（予定）

参加希望の場合は、下記３(3)の宛先まで電子メールにて参加の申込みを行うこと。

なお、参加の申込みは、令和６年１月23日16時00分までに到着するようにしなければならない。未着の場合、申込みがなかったものとみなす。

(3)　入札説明書交付期間及び交付場所　令和６年１月10日～令和６年２月29日

〒177―0044 東京都練馬区上石神井４―８―４厚生労働省上石神井庁舎１階　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室業務第二係　電話03―3920―3311（内線410）　電子メール　choug2@mhlw.go.jp

※上記の交付場所又は調達ポータルサイトにおいて交付を行う。入札説明書の交付希望者は電子メールにて交付希望の連絡を入れること。

(4)　入札参加資格書類及び入札書の受領期限　令和６年３月１日15時00分

(5)　開札の日時及び場所　令和６年３月４日15時00分　原則、立会方式での開札は、実施しない。

4　電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。紙入札方式の場合については郵送にて厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)及び入札書の提出を行う。

5　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除

(3)　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、調達物品の品質、特質及び条件に適合する競争参加資格に関する証明書等を入札説明書において示す日時までに提出しなければならない。競争参加希望者の関係書類は当省において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない旨を記した誓約書を提出しなければならない。

(4)　留意事項

ア　入札者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であることを要する。

イ　契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除は違約金を徴収することがある。

(5)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(6)　契約書作成の要否　要

(7)　落札者の決定方法　本公告に示した役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8)　手続きにおける交渉の有無　無

(9)　その他　詳細は入札説明書による。

なお、令和６年度予算の編成状況によっては、仕様の内容等について変更が生じる場合があるので、その際は双方で別途協議する。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hirofumi Katafuchi, Director, Labour Insurance Contributions Levy Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare.

(2)　Classification of the services to be procured : 57, 76

(3)　Nature and quantity of products to be required : Printing and sending payment postcards.

(4)　Contract period : From 1 April 2024 (tentative) through 31 March 2025.

(5)　Contract place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity.

(6)　Qualifications for participating in the tendering procedures : Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　Have Grade “A” or “B” in the public tender qualification category of “Information processing” or “Software development” among “Offer of services, etc” by the Ministry of Health, Labour and Welfare (The common qualification for all ministries and agencies) in the fiscal years of 2022, 2023 and 2024.

④　For bidders subject to the following insurance system of each item, and it is not in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about ⑸ and ⑹) for the last two years of the bid submission deadline of this bid : (i)Welfare annuity insurance (ii)Health insurance (the thing which association of national health insurance has jurisdiction over) (iii)Seamen’s insurance (iv)National pension (v)Worker’s compensation insurance (vi)Unemployment insurance.

⑤　Prove to have no false statement in tendering documents.

⑥　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.

⑦　Not be a period receiving a nomination stop from Ministry of Health, Labour and Welfare.

⑧　Not be received any administrative sanctions for violation of the Laws and Regulations under the jurisdiction Ministry of Labour, Health and Welfare within 1 year. However, this shall not apply in the case where the supplier took corrective actions and received “Notification of withdrawing for the order of suspension of use” after received an order of suspension of use by Labour Standard Inspection Administration, due to violation of the Labour Standard related laws and regulations (*).